

四日市市告示第40号

四日市市空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年2月15日

四日市市長 森 智 広

四日市市空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市空き店舗活用支援事業補助金交付要綱（平成26年四日市市告示第140号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4) 諏訪栄地区 四日市市諏訪栄町全域をいう。</u></p>
<p>(補助対象事業)</p> <p>第3条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に定める事業とする。</p> <p>(1) 商店街の区域内の空き店舗を活用し、新たに出店する事業（小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、医療・福祉事業、情報通信業（情報サービス業およびインターネット附随サービス業を除く）、学術研究、専門・技術サービス業のほか、商店街の集客やにぎわいの創出に資するものとして市長が適当と認めた</p>	<p>(補助対象事業)</p> <p>第3条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に定める事業とする。</p> <p>(1) 商店街の区域内の空き店舗を活用し、新たに出店する事業（小売業、飲食サービス業 <u>（諏訪栄地区を除く）</u>、生活関連サービス業、医療・福祉事業、情報通信業（情報サービス業およびインターネット附随サービス業を除く）、学術研究、専門・技術サービス業のほか、商店街の集客やにぎわいの創出に資するものとして</p>

<p>ものに限る。)及び休憩所その他の顧客利便施設を整備する事業</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(補助対象期間及び補助金の額)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 補助金の額は、予算の範囲内で、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 事業を開始した年度 補助対象経費の<u>3分の2以内とし、100万円</u>を限度とする。なお、小売業の出店に係る事業については、補助対象経費の4分の3以内とし、150万円を限度とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和4年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、なお従前の例による。</p>	<p>市長が適当と認めたものに限る。)及び休憩所その他の顧客利便施設を整備する事業</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(補助対象期間及び補助金の額)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 補助金の額は、予算の範囲内で、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 事業を開始した年度 補助対象経費の<u>2分の1以内とし、50万円</u>を限度とする。なお、小売業の出店に係る事業については、補助対象経費の4分の3以内とし、150万円を限度とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和5年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、なお従前の例による。</p>
--	--

附 則
この要綱は、令和3年2月15日から施行する。

(商工農水部商工課)